

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香美市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香美市長

公表日

令和4年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法により、障害児通所給付の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。</p> <p>・身体障害者福祉法により、身体障害者手帳の申請受付、進達、引き渡し、記載事項変更、再交付、返還に関する事務及び障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、精神障害者保健福祉手帳の申請受付、進達、引き渡し、記載事項変更、再交付、返還に関する事務を行う。</p> <p>・知的障害者福祉法により、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、資格喪失、その他の変更等を行う。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給の実施に関する事務を行う。</p> <p>○市は、障害者福祉事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ・転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ・転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ・医療保険情報の照会 ・年金情報の照会
③システムの名称	障害者総合支援システム、心身障害者台帳システム、福祉共通システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児支援ファイル、心身障害者台帳ファイル、障害福祉サービスファイル、特別障害児手当等ファイル、宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表第一 8,11,12,14,34,47,84 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第8,11,12,14,25,38,60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会事務></p> <p>1. 番号法第19条第8号別表第二 10,11,12,16,20,25,53,67,68,85,108,109,110</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二省令第9,10,12,14,18,27,38,55条 <p><情報提供事務></p> <p>1. 番号法第19条第8号別表第二 16,19,26,56の2,57,87</p> <p>2. 別表第二省令第12,19,30,31,44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香美市総務課総務班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香美市福祉事務所社会福祉班 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号 電話0887-53-3117

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

